

資料 90-3

特定信書便事業の許可について

(諮問第1248号)

(公印・契印省略)

諮問第1248号
令和6年2月29日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

諮 問 書

常磐運送株式会社（代表取締役 川又 康司）ほか9者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請があった。申請の概要は、別紙1のとおりである。

当該許可の申請について審査した結果は別紙2のとおりであり、いずれも同法第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第34条において準用する同法第8条各号に掲げる者に該当しないと認められる。

よって、同法第29条の許可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮問する。

特定信書便事業の許可申請の概要

令和6年2月29日
総務省

○ 事業の許可申請

(1) 申請者及び提供サービスの概要

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
1 常磐運送(株) (茨城県水戸市)	1,000万円	貨物運送業 (12億7,416万円)	○		○	【1号役務】 群馬県、茨城県、栃木 県、埼玉県、東京都(離 島を除く。)、神奈川県及 び千葉県	【1号役務】 茨城県内の自動車販売店に配送する役務を見込んでいる。 【3号役務】 顧客(自動車販売店、利用運送事業者)から差し出される契約書 や請求書等確実な送達求められる信書便物の送達を見込んで いる。	令和6年 4月1日
2 女屋商会(株) (群馬県前橋市)	210万円	貨物運送業 (1,690万円)	○			【1号役務】 群馬県、茨城県、栃木 県、埼玉県、東京都(離 島を除く。)、神奈川県、 千葉県及び山梨県	【1号役務】 顧客(自動車関連業者)から差し出される印鑑証明書、住民票、 契約書、請求書等確実な送達求められる信書便物を、巡回 ルートを決めて配送先へ送達することを見込んでいる。	令和6年 3月1日
3 (株)物流サービス (群馬県前橋市)	1,000万円	貨物運送業 (4億3,074万円)	○		○	【1号役務】 群馬県	【1号役務】 自動車ディーラーの本社及び営業所を巡回する役務を見込んで いる。 【3号役務】 顧客(自動車ディーラー)から差し出される契約書や請求書等確 実な送達求められる信書便物の送達を見込んでいる。	令和6年 3月1日
4 (株)ヒューテクノオリ (東京都新宿区)	12億1,756万 円	倉庫業 (473億8,800万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)、 神奈川県、埼玉県、千葉 県、茨城県及び栃木県	【1号役務】 金融機関の本社及び支社を巡回する役務を見込んでいる。	令和6年 4月1日
5 メディエンスサービス(株) (東京都板橋区)	2,000万円	情報処理サービス業 (36億3,985万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)、 神奈川県、千葉県、埼玉 県、群馬県、栃木県及び 茨城県	【1号役務】 顧客(親会社)及び医療機関を巡回する役務を見込んでいる。	令和6年 4月1日

※注1:直近の決算年度における額を記載。

※注2:直近の決算年度における額を記載。

※注3:民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

申請者名 (本社所在地)	資本金/ 出資金 (注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供 サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業 開始 予定日
			1 号	2 号	3 号			
6 (株)翔和サービス (神奈川県横浜市)	1,000万円	貨物運送業 (23億2,422万円)	○			【1号役務】 神奈川県	【1号役務】 神奈川県内の自動車販売ディーラーを巡回する役務を見込んでいる。	令和6年 4月1日
7 クバル(株) (富山県南砺市)	300万円	貨物運送業 (1億84万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 富山県	【1号役務】 自動車登録・検査関係団体及び自動車ディーラーを巡回・定期 集配する役務を見込んでいる。 【3号役務】 受取確認を必要とする信書便物の送達を見込んでいる。	令和6年 4月1日
8 (有)北日本貨物 (富山県富山市)	625万円	貨物運送業 (2億5,450万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 富山県及び石川県金沢 市	【1号役務】 自動車販売会社の各地の拠点・基幹拠点等を巡回する役務を 見込んでいる。 【3号役務】 受取確認を必要とする信書便物の送達を見込んでいる。	令和6年 4月1日
9 エヌジーケイゆう サービス(株) (愛知県名古屋市)	1,000万円	その他サービス業 (35億3,830万円)	○			【1号役務】 愛知県	【1号役務】 親会社の本社及び各事業所内において巡回・定期集配する業務 を見込んでいる。	令和6年 4月1日
10 (株)リュウツウ (大阪府枚方市)	200万円	貨物運送業 (1億8,936万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 大阪府、京都府及び奈 良県	【1号役務】 顧客(運送業、小売業等)の各営業所、店舗を巡回する役務を見 込んでいる。 【3号役務】 顧客(運送業、小売業等)から差し出される契約書や請求書等確 実な送達が求められる信書便物の送達を見込んでいる。	令和6年 4月1日

※注1:直近の決算年度における額を記載。

※注2:直近の決算年度における額を記載。

※注3:民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

(2) 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で引受け	利用者の指定場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で引受け	
1	常磐運送(株)	3号	3号	1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
2	女屋商会(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
3	(株)物流サービス	3号	3号	1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
4	(株)ヒューテックノオリン			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
5	メディエンスサービス(株)			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
6	(株)翔和サービス			1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
7	クバル(株)			1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
8	(有)北日本貨物			1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
9	エヌジーケイゆうサービス(株)	1号	1号	1号	1号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達
10	(株)リュウツウ	1号、3号	1号、3号	1号、3号	1号、3号	対面交付、郵便受箱又はメール室への配達

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その1 収入の部

申請者名(注1)		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)
1	常磐運送(株)			
2	<u>女屋商会(株)</u>			
3	(株)物流サービス			
4	(株)ヒューテックノオリン			
5	メディエンスサービス(株)			

注1: 下線を付した者は消費税込み、下線の無いものは消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上。以下、同じ。

申請者名(注1)		利用見込通数(月)	単価	信書便事業見込収入(年間)
6	(株)翔和サービス			
7	クバル(株)			
8	<u>(有)北日本貨物</u>			
9	エヌジーケイゆう サービス(株)			
10	(株)リュウツウ			

(3) 信書便事業収支見積(委員限り)

その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便事業収入	信書便事業支出					信書便事業営業利益(注1)	当期純利益(税引前利益)(注2)
			合計	人件費	経費	減価償却費	その他(業務委託費等)		
1 常磐運送(株)	初(6ヶ月)								
	翌								
2 女屋商会(株)	初(4ヶ月)								
	翌								
3 (株)物流サービス	初(7ヶ月)								
	翌								
4 (株)ヒューテックノオリン	初(12ヶ月)								
	翌								
5 メディエンスサービス(株)	初(12ヶ月)								
	翌								

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

(単位:万円)

申請者名	年度	信書便 事業 収入	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (注1)	当期 純利益 (税引前利益) (注2)
			合計	人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委 託費等)		
6	(株)翔和サービス	初 (12ヶ月)							
		翌							
7	クバル(株)	初 (4ヶ月)							
		翌							
8	(有)北日本貨物	初 (12ヶ月)							
		翌							
9	エヌジーケイゆう サービス(株)	初 (12ヶ月)							
		翌							
10	(株)リュウツウ	初 (6ヶ月)							
		翌							

注1: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額。

注2: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

(4) 資金計画 (委員限り)

申請者名		純資産の額(注1)	事業開始に要する資金(注2)	資金の調達方法
1	常磐運送(株)			
2	女屋商会(株)			
3	(株)物流サービス			
4	(株)ヒューテックノオリン			
5	メディエンスサービス(株)			
6	(株)翔和サービス			
7	クバル(株)			
8	(有)北日本貨物			
9	エヌジーケイゆう サービス(株)			
10	(株)リュウツウ			

注1:純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載。

注2:事業開始に要する資金は、人件費の2か月分、地代家賃の1か年分等の合計額。

特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

常磐運送株式会社ほか 9 者からの特定信書便事業の許可申請について審査した結果の概要は、以下のとおりである。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第 34 条において準用する法第 8 条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第 31 条第 1 号）

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡す方法や受取人の郵便受箱又はメール室へ配達する方法により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適

2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

（法第 31 条第 2 号）

項目	審査概要		適否
事業収支 見積り	対象年度	事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。	適
	算出方法	信書便事業収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査の結果を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額等を、その他の収入は、前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を元に算出しており、適正かつ明確に算出されている。	適
役務内容が 法に適合して いること。	申請のあった役務内容は、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。		適

3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(法第 31 条第 3 号)

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適切かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

4 欠格事由に該当しないこと。

(法第 34 条において準用する法第 8 条)

いずれの申請者とも該当なし